

立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館他 10 館）  
指定管理者候補者の選定について

答 申

平成 26 年 11 月 19 日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

平成 26 年 11 月 17 日付立教生第 3642 号により、立川市教育委員会から、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館他 10 館）における指定管理者候補者の選定について、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としたい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、諮問のあった特命とする理由は適当であり、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館他 10 館）については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

|    | 公の施設の名称及び位置                                | 指定管理者候補者名         |
|----|--|-------------------|
| 1  | 学習等供用施設 立川市滝ノ上会館<br>立川市富士見町 4 丁目 16 番 10 号 | 立川市滝ノ上会館管理運営委員会   |
| 2  | 学習等供用施設 立川市こんびら橋会館<br>立川市砂川町 3 丁目 26 番地の 1 | 立川市こんびら橋会館管理運営委員会 |
| 3  | 学習等供用施設 立川市高松会館<br>立川市高松町 2 丁目 25 番 26 号   | 立川市高松会館管理運営委員会    |
| 4  | 学習等供用施設 立川市若葉会館<br>立川市若葉町 3 丁目 34 番地の 1    | 立川市若葉会館管理運営委員会    |
| 5  | 学習等供用施設 立川市こぶし会館<br>立川市幸町 5 丁目 83 番地の 1    | 立川市こぶし会館管理運営委員会   |
| 6  | 学習等供用施設 立川市羽衣中央会館<br>立川市羽衣町 2 丁目 26 番 7 号  | 立川市羽衣中央会館管理運営委員会  |
| 7  | 学習等供用施設 立川市天王橋会館<br>立川市一番町 3 丁目 6 番地の 1    | 立川市天王橋会館管理運営委員会   |
| 8  | 学習等供用施設 立川市柴崎会館<br>立川市柴崎町 1 丁目 16 番 3 号    | 立川市柴崎会館管理運営委員会    |
| 9  | 学習等供用施設 立川市さかえ会館<br>立川市栄町 4 丁目 6 番地の 2     | 立川市さかえ会館管理運営委員会   |
| 10 | 学習等供用施設 立川市西砂会館<br>立川市西砂町 5 丁目 11 番地の 13   | 立川市西砂会館管理運営委員会    |
| 11 | 学習等供用施設 立川市上砂会館<br>立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1    | 立川市上砂会館管理運営委員会    |

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 候補者は、地域住民によるボランティア団体であるので、運営全般において、市及び教育委員会は支援を行うこと。

2 審査会日時

| 日 時                                 | 議事内容   |
|-------------------------------------|--|
| 平成 26 年 11 月 17 日（月）<br>19 時 40 分から | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問及び特命理由の説明</li><li>・ 施設概要、業務内容、仕様等の説明</li><li>・ 書類審査</li><li>・ 事業者による事業計画の説明</li><li>・ 質疑応答</li><li>・ 協議及び採点</li><li>・ 答申案の協議</li><li>・ その他</li></ul> |

3 審査の経過

立川市教育委員会より、公募によらず、各管理運営委員会を特命で指定管理者とする理由、つまり、立川市学習等供用施設条例において当該施設の指定管理を行わせることができるものとして「地域の住民団体で教育委員会が指定するもの」と規定していること、現指定管理者は、学習等供用施設を地域の大切な財産との意識の下、さまざまな自主的な事業により地域コミュニティの活性化及び利用者数の拡大に取り組んできたこと、今後も引き続き管理・運営を行うことにより施設の設置目的の実現とさらなる利用者増が見込まれることなどから、指定管理者とするに相応しいのは各管理運営委員会であることの説明がありました。

さらに、施設及び事業の概要、仕様等について、教育委員会から説明を受けた後、質疑を行いました。

ここでは、各館の会計科目、団体の法人格、職員の雇用、指定管理料の算定方法、会計監査の方法、モニタリングの内容、使用料収入の取扱いなどについての質疑がありました。

その後、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、行事開催の財源、各会館の区域、管理人の勤務年数などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、施設の特特殊性に鑑み、当該事業者が指定管理者として妥当と考えられることなどの意見がありました。

#### 4 審査会委員名簿

| 区 分       | 氏 名              | 役 職 等   |
|-----------|------------------|---------|
| 学識経験を有する者 | (会長)<br>金 井 利 之  | 大学教授    |
| 〃         | (副会長)<br>鴛 海 量 良 | 公認会計士   |
| 〃         | 坂 井 聖            | 税理士     |
| 〃         | 田 中 奈々子          | 社会保険労務士 |
| 市 民       | 斎 藤 正 雄          | 公募      |
| 〃         | 藤 田 禎 樹          | 公募      |
| 〃         | 高 橋 和 子          | 公募      |